

春日井市障害者控除対象者認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所得税法（昭和40年法律第33号）第79条に規定する障害者控除又は地方税法（昭和25年法律第226号）第34条に規定する所得控除に係る所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条第1項第7号及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条第7号に定める障害者（以下「障害者」という。）並びに所得税法施行令第10条第2項第6号及び地方税法施行令第7条の15の7第6号に定める特別障害者（以下「特別障害者」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 障害者又は特別障害者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者控除対象者認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、障害者控除対象者調査書（第2号様式）を作成するとともに、速やかに次に定める基準により認定審査を行うものとする。

(1) 障害者のうち身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の等級区分が3級から6級の者に準ずるものは、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定区分が要介護1から要介護5と認定された者（以下「要介護者」という。）のうち、厚生労働省の定める障害高齢者の日常生活自立度（以下「寝たきり度」という。）判定基準のランクAに該当するものとする。

(2) 障害者のうち知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に

規定する知的障害者更正相談所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相談所が行った判定結果に基づき、知事から交付される療育手帳（以下「療育手帳」という。）の等級区分が B 又は C の者に準ずるものは、要介護者のうち、厚生労働省の定める認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランク II に該当するものとする。

(3) 特別障害者のうち身体障害者手帳の等級区分が 1 級又は 2 級の者に準ずるものは、要介護者のうち、寝たきり度判定基準のランク B 又は C に該当するものとする。

(4) 特別障害者のうち療育手帳の等級区分が A の者に準ずるものは、要介護者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のランク III、IV 又は M に該当するものとする。

2 市長は、前項の認定審査により、認定したときは障害者控除対象者認定書（第 3 号様式）を、却下するときは障害者控除対象者認定却下通知書（第 4 号様式）を申請者に交付するものとする。

（雑則）

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、障害者控除対象者認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に春日井市障害者控除対象者認定要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市障害者控除対象者認定要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市障害者控除対象者認定要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市障害者控除対象者認定要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。